

平成22年度
科学研究費補助金公募要領

【研究活動スタート支援】

平成22年3月11日

独立行政法人日本学術振興会

(<http://www.jsps.go.jp/>)

はじめに

「研究活動スタート支援」は、平成21年度公募まで「若手研究（スタートアップ）」として募集していたものを、平成21年7月に科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会がまとめた「科学研究費補助金に関し当面講ずべき措置について（これまでの審議のまとめ）」に基づき変更したものです。

当該研究種目の趣旨が、研究活動をスタート（あるいは再スタート）しようとする者への支援であることから、前年秋の時点で応募資格を有していなかったため科研費に応募できなかった者を対象としました。

本公募要領は、平成22年度科学研究費補助金「研究活動スタート支援」の公募内容や応募に必要な手続き等を記載したものであり、

- I 科学研究費補助金の概要
- II 公募の内容
- III 応募される方へ
- IV 研究機関の方へ

により構成しています。

このうち、「II 公募の内容」においては、公募する研究種目に関する対象、応募総額及び研究期間等や応募から交付までのスケジュール等を記載しています。

また、「III 応募される方へ」及び「IV 研究機関の方へ」においては、それぞれ対象となる方に関する「応募に当たっての条件」や「必要な手続き」等について記載しています。

関係する方におかれましては、該当する箇所について十分ご確認願います。

目 次

I 科学研究費補助金の概要	1
1 科学研究費補助金の目的・性格	1
2 研究種目	1
3 文部科学省と独立行政法人日本学術振興会の関係	2
4 科研費に関するルール	2
5 「競争的資金の適正な執行に関する指針」	3
(1) 不合理な重複及び過度の集中の排除	3
(2) 不正使用、不正受給又は研究上の不正行為への対応	4
II 公募の内容	5
1 公募する研究種目	5
2 平成22年度公募からの変更点	5
3 応募から交付までのスケジュール	6
(1) 応募書類提出期限までに行うべきこと	6
(2) 応募書類提出後のスケジュール（予定）	6
III 応募される方へ	7
1 応募の前に行っていただくべきこと	7
(1) 応募資格の確認	7
(2) 研究者情報のe-Radへの登録の確認	9
(3) 電子申請システムを利用するためのID・パスワードの取得	9
(4) 重複制限の確認	9
①重複制限の設定に当たっての基本的考え方	9
②重複応募の制限	9
③その他の留意点	10
2 応募書類（研究計画調書）の作成・応募方法等	11
(1) 電子申請システムを利用した応募	11
(2) 研究計画調書の作成	11
研究計画調書について	11
研究計画調書の作成に当たって留意していただくべきこと	13
①公募の対象とならない研究計画	13
②研究組織	13
③経費	14
④審査希望分野の選定	14
別表1 平成22年度科学研究費補助金 系・分野・分科・細目表	15
別表2 「系・分野・分科・細目表」付表キーワード一覧	17
IV 研究機関の方へ	33
1 「研究機関」としてあらかじめ行っていただくべきこと	33
(1) 「研究機関」としての要件と指定・変更の手続き	33
(2) 所属する研究者の応募資格の確認	33

(3) 研究者情報のe-Radへの登録	3 4
(4) 研究機関に所属している研究者についてのID・パスワードの確認	3 4
(5) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」(実施基準) に基づく体制整備等の実施状況についての報告	3 5
(6) 公募要領の内容の周知	3 5
2 応募書類(研究計画調書)のとりまとめに当たって確認していただくべきこと	3 6
(1) 応募資格の確認	3 6
(2) 研究者情報のe-Radへの登録の確認	3 6
(3) 研究代表者への確認	3 6
3 応募書類(研究計画調書)のとりまとめ	3 6
(1) 研究計画調書の確認	3 6
(2) 研究計画調書の様式等	3 6
4 応募書類(研究計画調書)の提出等	3 7
電子申請手続の概要	3 7
(参考1) 審査等	3 8
1 審査	3 8
2 審査の方法・着目点等	3 8
3 審査結果の通知	3 8
(参考2) 科学研究費補助金取扱規程	3 9
(参考3) 独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金(基盤研究等)取扱要領	4 6
(参考4) 平成21年度科学研究費補助金の交付状況等	5 3
1 平成21年度科学研究費補助金の交付状況	5 3
2 予算額等の推移	5 5
問い合わせ先.....	5 6

【参考】別冊は、以下の内容となっていますので参照して下さい。

<別冊>

平成22年度科学研究費補助金公募要領【研究活動スタート支援】
(応募書類の様式・記入要領)

研究者が作成する様式

○研究計画調書

<前半部分・応募情報（Web入力項目）>

応募情報（Web入力項目）（研究活動スタート支援）作成・入力要領

応募情報（Web入力項目）（画面イメージ）

<後半部分・応募内容ファイル（添付ファイル項目）>

様式S-1-17 研究計画調書（研究活動スタート支援）作成・記入要領（新規）

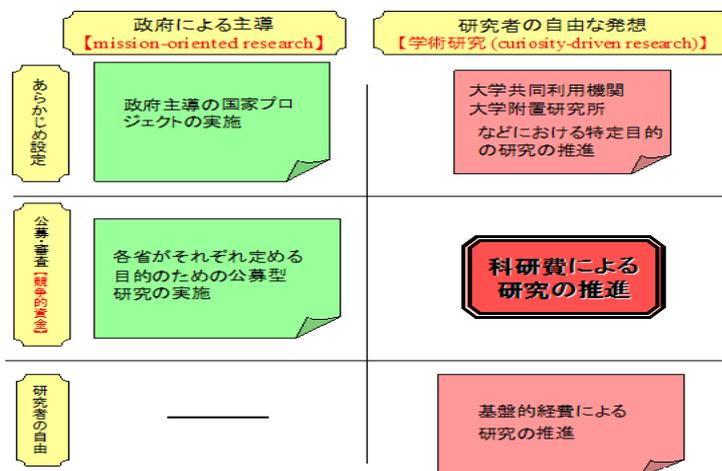
研究計画調書（研究活動スタート支援）（新規）様式

I 科学研究費補助金の概要

1 科学研究費補助金の目的・性格

科学研究費補助金（科研費）は、人文・社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を格段に発展させることを目的とする「競争的資金」であり、ピア・レビュー（専門分野の近い複数の研究者による審査）により、豊かな社会発展の基盤となる独創的・先駆的な研究に対する助成を行うものです。

＜政府による研究推進の分類と「科研費」の位置づけ＞



※ 科研費（1,970億円）は、政府全体の競争的資金（約4,913億円）の約40%を占めています。

2 研究種目

研究機関が研究者に代わってその管理及び諸手続を行うものは、次の研究種目です。

研究種目等	研究種目の目的・内容
科学研究費	
特別推進研究	国際的に高い評価を得ている研究であって、格段に優れた研究成果をもたらす可能性のある研究（期間3～5年、1課題5億円程度を目安とするが、制限は設けない）
特定領域研究	我が国の学術研究分野の水準向上・強化につながる研究領域、地球規模での取組が必要な研究領域、社会的要請の特に強い研究領域を特定して機動的かつ効果的に研究の推進を図る（期間3～6年、単年度当たりの目安1領域 2千万円～6億円程度）
新学術領域研究	（研究領域提案型） 研究者又は研究者グループにより提案された、我が国の学術水準の向上・強化につながる新たな研究領域について、共同研究や研究人材の育成等の取り組みを通じて発展させる（期間5年、単年度当たりの目安1領域 1千万円～3億円程度） （研究課題提案型） 確実な研究成果が見込めるとは限らないものの、当該研究課題が進展することにより、学術研究のブレークスルーをもたらす可能性のある、革新的・挑戦的な研究（期間3年、単年度当たり1千万円程度）
基盤研究	（S）1人又は比較的少人数の研究者が行う独創的・先駆的な研究（期間5年、1課題5,000万円以上2億円程度まで） （A）（B）（C）1人又は複数の研究者が共同して行う独創的・先駆的な研究（期間3～5年） （応募総額によりA・B・Cに区分） （A）2,000万円以上5,000万円以下 （B）500万円以上2,000万円以下 （C）500万円以下
挑戦的萌芽研究	独創的な発想に基づく、挑戦的で高い目標設定を掲げた芽生え期の研究（期間1～3年、1課題500万円以下）
若手研究	（S）42歳以下の研究者が1人で行う研究（期間5年、1課題概ね3,000万円以上1億円程度まで） （A）（B）39歳以下の研究者が1人で行う研究（期間2～4年、応募総額によりA・Bに区分） （A）500万円以上3,000万円以下 （B）500万円以下
研究活動スタート支援	研究機関に採用されたばかりの研究者や育児休業等から復帰する研究者等が1人で行う研究（期間2年以内、単年度当たり150万円以下）
奨励研究	教育・研究機関の職員、企業の職員又はこれら以外の者で科学研究を行っている者が1人で行う研究
特別研究促進費	緊急かつ重要な研究課題の助成、研究助成に関する実験的試行
研究成果公開促進費	
研究成果公開発表	学会等による学術的価値が高い研究成果の社会への公開や国際発信の助成
学術定期刊行物	学会又は、複数の学会の協力体制による団体等が、学術の国際交流に資するため定期的に刊行する学術誌の助成
学術図書	個人又は研究者グループ等が、学術研究の成果を公開するために刊行する学術図書の助成
データベース	個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、公開利用を目的とするものの助成
特別研究員奨励費	日本学術振興会の特別研究員（外国人特別研究員を含む）が行う研究の助成（期間3年以内）
学術創成研究費	科学研究費補助金等による研究のうち特に優れた研究分野に着目し、当該分野の研究を推進する上で特に重要な研究課題を選定し、創造性豊かな学術研究の一層の推進を図る（推薦制 期間5年）

※このほか、「研究成果公開促進費」の中に研究成果公開発表（B・C）や学術定期刊行物の応募区分があります。

3 文部科学省と独立行政法人日本学術振興会の関係

平成10年度までは、文部省（現文部科学省）においてすべての研究種目の公募・審査・交付業務が行われていましたが、平成11年度から日本学術振興会への移管を開始しています。現時点での公募・審査・交付業務は、次のように行われており、今後も徐々に、移管が進められる予定です。

研究種目	応募・審査 (公募要領の作成主体、応募書類の提出先)	交付 (交付内定・決定通知を行う主体、 交付申請書・各種書類等の提出先)
第1種科研費		
特定領域研究、新学術領域研究 特別研究促進費、 研究成果公開促進費（研究成果公开发表(B・C)）	文部科学省	文部科学省
第2種科研費		
特別推進研究、若手研究（A・B）	日本学術振興会	文部科学省
第3種科研費		
基盤研究、挑戦的萌芽研究、 若手研究（S）、 研究活動スタート支援 奨励研究、研究成果公開促進費（学術 定期刊行物、学術図書、データベース）、 特別研究員奨励費、学術創成研究費	日本学術振興会	日本学術振興会

※ 平成22年3月現在

4 科研費に関するルール

- (1) 科研費は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」、「科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）」、「独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究等）取扱要領（平成15年規程第17号）」等の適用を受けるものです。
- (2) 科研費には次の3つのルールがあります。
 - ①応募ルール：応募・申請に関するルール
 - ②評価ルール：事前評価（審査）・中間評価・事後評価・研究進捗評価に関するルール
 - ③使用ルール：交付された科研費の使用に関するルール
- (3) 科研費の3つのルールは、第1種科研費、第2種科研費、第3種科研費ごとに次のように適用されます。

	応募ルール	評価ルール	使用ルール
第1種科研費	文部科学省 公募要領	文部科学省 科学研究費補助金における評価に関する規程 科学研究費補助金「新学術領域研究」の審査要綱	文部科学省 【研究者向け】 補助条件 【研究機関向け】 科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等
第2種科研費	日本学術振興会 公募要領	日本学術振興会 科学研究費補助金（基盤研究等）における審査及び評価に関する規程	日本学術振興会 【研究者向け】 補助条件 【研究機関向け】 科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等
第3種科研費			

(4) 科研費は、国民の貴重な税金等でまかなわれています。科研費の交付を受ける研究者には、法令及び研究者使用ルール（補助条件）にしたがい、これを適正に使用する義務が課せられています。このため、交付申請時には、補助金の不正な使用等を行わないことを確認します。

また、科研費の適正な使用に資する観点から、補助金の管理は、研究者が所属する研究機関がこれを行うこととされており、各研究機関が行うべき事務（機関使用ルール）が定められています。採択後にこれらのルールが適用されることを十分ご理解の上、応募してください。

(5) 補助金の使用に当たっての留意点

応募に当たっては、研究期間を通じた一連の計画を作成し提出していただきますが、採択後の研究活動は、当該研究期間における各年度の補助事業として取り扱いますので、例えば、補助事業の年度と異なる年度の経費の支払いに対して科研費を使用することはできません。

なお、当該年度の補助事業が、交付決定時には予想し得なかったやむを得ない事由に基づき、年度内に完了しない見込みとなった場合には、文部科学大臣を通じて財務大臣へ繰越承認要求を行い、財務大臣の承認を得た上で、当該経費を翌年度に繰り越して使用することができます。

(6) 関係法令等に違反した場合の取り扱い

応募書類に記載した内容が虚偽であったり、関係法令・指針等に違反し、研究計画を実施した場合には、補助金の交付をしないことや、補助金の交付を取り消すことがあります。

5 「競争的資金の適正な執行に関する指針」

「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）は、競争的資金について、不合理な重複・過度の集中の排除、不正受給・不正使用及び研究論文等における研究上の不正行為に関するルールを関係府省において申し合わせるものです。

科研費を含む競争的資金の執行に当たっては、この指針に基づき、適切に対処しますので、以下の点に留意してください。

(1) 不合理な重複及び過度の集中の排除

① 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を活用し、「不合理な重複又は過度の集中」（注）の排除を行うために必要な範囲で、応募内容の一部に関する情報を、他府省を含む他の競争的資金担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。）間で共有することになります。

そのため、複数の競争的資金に応募する場合（科研費における複数の研究種目に応募する場合を含む。）等には、研究課題名についても不合理な重複に該当しないことがわかるように記入するなど、研究計画調書の作成に当たって十分留意してください。

不合理な重複又は過度の集中が認められた場合には、補助金を交付しないことがあります。

科研費では、従前より審査過程において「不合理な重複又は過度の集中に該当しないか」を確認していますが、今般、財務省「平成21年度予算執行調査」において、「類似の研究課題での科研費の受給が制限されうるという取組の徹底」が求められたことも踏まえ、あらためて周知を徹底するものです。

② 研究計画調書の作成に当たり、他府省を含む他の競争的資金等の応募・受入状況の記入内容（研究費の名称、研究課題名、研究期間、エフォート等）について、事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

なお、「世界トップレベル研究拠点プログラム」における拠点形成のための活動に要するエフォート等についても、研究計画調書に記入する必要がありますので、記入に当たっては「平成22年度科学研究費補助金研究計画調書（研究活動スタート支援）作成・記入要領」を確認してください。

(2) 不正使用、不正受給又は研究上の不正行為への対応

- ① 科研費に関する不正な使用、不正な受給又は不正行為を行った研究者等については、一定期間、補助金を交付しないこととしています。(詳細については、「(参考2) 科学研究費補助金取扱規程」(39～45頁)を参照してください。)

また、科研費以外の競争的資金(他府省所管分を含む。)で不正な使用、不正な受給又は不正行為を行い、一定期間、当該資金の交付対象から除外される研究者についても、当該一定期間、科研費を交付しないこととしています。

なお、これらに該当する研究者については、他府省を含む他の競争的資金担当課(独立行政法人等である配分機関を含む。)に当該不正な使用、不正な受給又は不正行為の概要(研究機関等における調査結果の概要、関与した者の氏名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他の競争的資金への応募についても制限される場合があります。

- ② 科研費による研究論文・報告書等において、不正行為があったと認定された場合、当該補助金について、不正行為の悪質性等を考慮しつつ、交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

また、不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により一定の責任があるとされた者についても、上記①と同様の取り扱いとなります。

(注) 不合理な重複及び過度の集中の排除

「競争的資金の適正な執行に関する指針」-抜粋-

(平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ(平成21年3月27日改正))

2. 不合理な重複・過度の集中の排除

(1) 不合理な重複・過度の集中の考え方

- ① この指針において「不合理な重複」とは、同一の研究者による同一の研究課題(競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。)に対して、複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。
- 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
 - 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
 - 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
 - その他これらに準ずる場合
- ② この指針において「過度の集中」とは、同一の研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。
- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
 - 当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ、過大な研究費が配分されている場合
 - 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
 - その他これらに準ずる場合

II 公募の内容

1 公募する研究種目

研究活動スタート支援

ア) 対象 前年秋の募集時期に応募できなかった研究者が一人で行う研究計画であって、その研究活動のスタートを支援することにより、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究計画

イ) 応募総額 単年度当たり150万円以下

ウ) 研究期間 2年以内

エ) 留意事項

本研究種目に応募する者は、科学研究費補助金の応募資格を有するほか、次のA)又はB)のいずれかに該当することが必要です。(詳しくは、7頁～8頁を確認してください。)

A) 平成21年11月10日(平成21年9月公募の応募締切日)の翌日以降に科学研究費補助金の応募資格(7頁参照)を得たため、平成21年11月に受付が行われた科学研究費補助金に応募できなかった者

(例えば、平成22年4月1日に研究機関の研究者として新たに採用された者や、外国から帰国し研究機関の研究者として新たに採用された者など)

B) 平成21年度に産前産後の休暇又は育児休業を取得していたため、平成21年11月に受付が行われた科学研究費補助金に応募できなかった者

2 平成22年度公募からの変更点

①研究種目の名称を「研究活動スタート支援」に変更

②応募資格者の変更

従前の「若手研究(スタートアップ)」においては、採用後2年目までの研究者を対象としていましたが、「研究活動スタート支援」においてはこの取り扱いを改め、前年秋の応募時点において科学研究費補助金の応募資格を有していた者は対象としていません。

③研究期間の柔軟化

研究期間について、従前の「若手研究(スタートアップ)」においては「2年間」でしたが、「研究活動スタート支援」においては「2年以内」とし、1年間の研究計画の応募も可能としました。

※ 研究期間は、「2年間」の研究計画の場合は平成24年3月末まで、「1年間」の研究計画の場合は平成23年3月末までです。

3 応募から交付までのスケジュール

今回の公募は、できるだけ早く研究者が研究できるようにするため、審査のための準備を早期に進めることができるように、平成22年度予算成立前に始めるものです。

したがって、予算の成立状況によって、今後、内容等に変更があり得ますので、この点については、あらかじめ御承知おきください。

(1) 応募書類提出期限までに行うべきこと

研究代表者は所属研究機関と十分連携し、適切に対応してください。

日 時	研究代表者の行う手続 (詳細は、「Ⅲ 応募される方へ」を熟読の上、各種手続きに遺漏のないよう留意すること)	研究機関が行う手続 (詳細は、「Ⅳ 研究機関の方へ」を熟読の上、各種手続きに遺漏のないよう留意すること)
平成22年 3月11日(木)～ 公募開始	①所属する研究機関から付与された府省 共通研究開発管理システム(e-Rad) の「ID・パスワード」により、電子 申請システムにアクセスし、応募書類 を作成 ↓ ②所属する研究機関が設定する提出 (送信)期限までに、当該研究機関 に応募書類を提出(送信)	7)府省共通研究開発管理システム(e-Rad) 運用担当からe-Radの「研究機関用の電子 証明書及びID・パスワード」を取得(既 に取得済の場合を除く) ※ID・パスワードの発行に2週間程度必要。 イ)e-Radへの研究者情報の登録等 ウ)研究代表者に「ID・パスワード」を発 行(既に発行済みの場合を除く) エ)ガイドラインに基づく体制整備等の実施状況報 告書の提出 カ)応募書類の提出(送信)
5月14日(金) 午後4時30分 提出期限		

注1) 研究代表者が所属する研究機関に応募書類を提出(送信)した後(上記「研究代表者の行う手続」②)、当該研究機関は応募書類提出期限までに、日本学術振興会に応募書類を提出(送信)しなければなりません(上記「研究機関が行う手続」オ)。

については、「応募書類の作成・応募方法等」(11頁～14頁)等を確認していただくとともに、研究機関が指定する応募手続き等(研究機関内における応募書類の提出期限等)について、研究機関の事務担当者に確認してください。

注2) 上記「研究機関が行う手続」のうちア)～ウ)については、必要に応じ行うこととなります。

なお、研究者が科研費に応募するに当たっては、事前に、所属する研究機関から府省共通研究開発管理システム(e-Rad)に研究者情報が登録されていなければなりません。府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録は研究機関が行うこととなりますので、応募を予定している研究者は、その登録状況について研究機関の事務担当者に十分確認してください。

また、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づく体制整備等の実施状況報告書」を提出しなければなりません(「研究機関が行う手続き」エ))。提出がない場合には、当該研究機関に所属する研究者の応募が認められません。

(2) 応募書類提出後のスケジュール(予定)

平成22年6月～8月	審査
8月下旬	交付内定
9月中旬	交付申請
10月上旬	交付決定
11月中旬	補助金の送金